

「スクールガード」登録のお願い

(子ども見守りボランティア活動募集)

ーあなたの視線が子どもを犯罪から守りますー

日頃より、本校のスクールガード活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。本校の子ども達が犯罪に遭うこともなく安全に生活ができておりますことに対して心より感謝申し上げます。

さて、近年子供達が巻き込まれる事件が増加しています。

船橋市でも大きな事件までいかないまでも不審者に声を掛けられる、痴漢に遭遇するなど被害は絶えません。

このような現状から、これからもスクールガード活動を通して、学校と地域が一体となり、緊張感を持って途切れることなく「子供達の安全を見守る目」を増やしていくことは大変重要なことと感じております。

つきましては、「スクールガード」の募集をいたしますので、趣旨をご理解の上、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

ご登録いただける方はお子様を通して申込書を担任へご提出ください。

また、現在登録されている方は引き続き継続となりますので、申請書の提出は必要ありません。

卒業後に登録解除の場合は、本校教頭先生までご連絡をお願いします。



《Q スクールガードってどんな活動をするの?》

A 子供達の登下校時間を中心に通学路近くをパトロールするボランティア活動です。
無理をせず、できる範囲で継続的な活動をしていただきます。

活動の際には、補償制度の関係で腕章と帽子をつけていただきます。

- 〔活動例〕
- ・ お買い物や散歩、犬の散歩の時に腕章をつけてパトロール
 - ・ 幼稚園等の送り迎えの時に腕章をつけてパトロール
 - ・ 自宅前を腕章をつけてパトロール など。

《Q スクールガードへの登録の方法は？》

A 下記の登録申込書を担任までご提出ください。なお、総合補償制度登録のため、申し込みにはお名前・住所・電話番号が必要となります。

個人情報とは適正に取り扱います。市への登録後、腕章と帽子をお渡しします。

※【市民活動総合補償制度】船橋市ホームページ→暮らし・手続き→地域活動・交流
→市民活動の推進→船橋市市民活動総合補償制度
<http://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/chiiki/001/p013964.html>

《Q 活動中に事故等にあったらどうなるの？》

A 船橋市が加入している総合補償制度が適用されます。

また、活動される時は、複数の人数で携帯電話（できれば笛やメモ帳）をお持ちになってのパトロールを心がけてください。

《Q スクールガードが続けられなくなったら？》

A ご事情によりスクールガードが続けられなくなった場合、本校教頭先生までご連絡をいただければ登録を解除いたします。

✂ きりとり（担任までご提出ください） ✂

令和 年 月 日

スクールガード登録申込書 兼 登録解除申請書
薬小スクールガード【新規登録・登録解除】します

※初めての方は【新規登録】に○をつけてください。

・ お名前 _____（登録者ご本人様のお名前）

・ お子様の学級 _____ 年 _____ 組
_____ 学級

・ 住 所 _____

・ 電話番号 _____（ _____ ）

☆パトロールの回数（予定） _____（ _____ ） A-ほとんど毎日（週3日以上）
※該当に○をお願いします _____（ _____ ） B-週2日程度
_____（ _____ ） C-たまに（週1回程度）
_____（ _____ ） D-その他（上記以外）